

裁 決 書

審査請求人

新居浜市

上記代理人

新居浜市坂井町二丁目4番23号

マルニビル3階 菅陽一法律事務所

弁護士 菅 陽一

平成24年7月4日付けで提起された、同年6月8日付けで新居浜市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護（以下「保護」という。）の開始の申請の却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

事 実

本件審査請求に至る経緯は、次のとおりである。

- 1 審査請求人は、平成24年4月24日、審査請求人及びその（以下「」という。）により構成される世帯の世帯主として、処分庁に対し、法第24条第1項の規定に基づき保護の開始の申請（以下「当初申請」という。）を行った。
- 2 平成24年4月24日、処分庁が法第29条の規定に基づき審査請求人及びの預金の状況について報告の請求を行ったところ、同年5月9日付けで銀行（以下「銀行」という。）から回答があり、銀行支店扱いの名義の定期預金計円（同年5月7日現在残高。口座番号及び）。以下「旧定期預金」という。）があることが判明した。
- 3 処分庁の担当職員がに確認したところ、旧定期預金はの（以下「」という。）所有の資産であり、ペイオフ対策のため名義貸しをしているとのことであったが、処分庁の担当職員は、客観的資料がないための資産と判断せざるを得ない旨に説明したところ、審査請求人は、平成

24年5月15日付けで当初申請を取り下げた。

- 4 平成24年5月15日、■又は■は、旧定期預金を解約し、同日、■銀行（■支店扱い）に■名義の定期預金■万円（口座番号■）。以下「本件定期預金」という。）を預け入れた。
- 5 審査請求人は、平成24年5月16日付けで、再度、処分庁に対し、法第24条第1項の規定に基づき保護の開始の申請（以下「本件申請」という。）を行った。
- 6 本件申請の際、処分庁の担当職員は、■に対し、本件定期預金■万円の出所が■の資産であることを証明できる資料を■銀行から入手するよう指示した。
- 7 処分庁の担当職員は、平成24年6月6日及び同月7日に■の居宅を訪問した際に、■及び■の■から、■銀行から10年以上前の資料は残っていないとの説明を受けたため、本件定期預金が元々■の資産であることを証明できる客観的資料の提出は不可能である旨の報告を受けた。
- 8 処分庁は、平成24年6月7日、ケース診断会議を開催し、本件定期預金が元々■の資産であったことを審査請求人が立証することができず、現状では、本件申請のために■の資産を■に移動させたものであると判断せざるを得ないとの結論に至った。
- 9 処分庁は、平成24年6月8日、資産活用により生活可能であるとの理由により本件処分を行い、同月13日、審査請求人に保護申請却下通知書を手渡した。
- 10 審査請求人は、本件処分を不服として、平成24年7月4日付けで、愛媛県知事に対し、本件審査請求を行った。

請 求 の 要 旨

審査請求人は、次のとおり主張して、本件処分の取消しを求めているものと認められる。

- 1 旧定期預金の預金者は■であり、ペイオフ対策のため■の名義を借りて預金したにすぎないこと、また、審査請求人及び■は、■から今後援助を行うことはできない旨言い渡されていることから、審査請求人には活用すべき資産がない。
- 2 処分庁は、保護の要否の決定に当たり、本件定期預金の預金者について十分な調査を行ったということができず、本件定期預金が■の資産であると認定して行った本件処分は違法である。

裁 決 の 理 由

1 法による保護について

- (1) 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるもので（法第4条第1項）、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。
- (2) そこで、その利用し得る資産の状況を把握するため、保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、銀行等に報告を求めることができるとされている（法第29条）。その結果、要保護者の利用し得る資産があることが判明したときは、保護が行われるに先立って、その資産を最低限度の生活の維持のために活用しなければならない。
- (3) ところで、法第29条の規定による報告の請求は、法第84条の4及び別表の規定により、処分庁の属する新居浜市の地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とされており、その具体的事務を定める「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）は、地方自治法第245条の9第3項の規定により市町村が第1号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準とされている。
- (4) そして、審査請求人の利用し得る資産としての収入の認定に当たっては、当該世帯の預金等の全てについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握することとされている（次官通知第8の1(4)）。

2 本件処分について

- (1) これを本件についてみると、処分庁は、前記事実8のとおり、本件申請のために■の資産である旧定期預金を■の名義に移動させたものであると判断し、本件申請が法第4条第1項の要件を欠くものとして、本件処分を行ったことが認められる。

これに対し、審査請求人は、前記事実3及び4のとおり、旧定期預金は、■が■の名義を借りて預金し、これを■が自ら管理していたものであり、本件定期預金は、旧定期預金の名義を真の預金者である■の名義に戻したものである旨を主張している。

これらのことからすると、本件定期預金の出捐者が誰であったのか、あ

るいは本件定期預金が■の利用し得る資産であったのかが問題となることから、これらの点について処分庁が綿密な調査を行ったと認めることができるか否かについて、以下検討する。

(2) 処分庁は、本件申請を受けた際、■名義の預金通帳により平成11年3月12日に普通預金から■万円の定期振替が行われたことを確認している。しかし、そのことのみをもって本件定期預金の出捐者が■であると断定できないとして、処分庁は、審査請求人及び■に本件定期預金が■の資産であることを立証するよう指示を行ったが、処分庁が■銀行に対して直接調査を行うことはなかった。この点について処分庁は、法第29条の報告の請求を行うためには■の同意が必要であった旨主張するが、処分庁が■の同意を得ようとした旨の主張はされておらず、また、仮に■の同意が得られなかったとしても、扶養義務者である■の資産の状況について同条の報告の請求をすることは可能であったと解される（大阪地方裁判所平成16年3月18日判決参照）。よって、本件定期預金の出捐者について、処分庁の調査が尽くされたものと認めることはできない。

(3) また、処分庁は、前記事実6のとおり、審査請求人に対し、■銀行から本件定期預金が■の資産であることを証明できる資料等を入手するよう具体的に指示をしており、また、預金通帳についても精査を行い、その記載からは本件定期預金が■の資産であることは証明不可能であることを確認していることから、調査は十分に行っていると主張している。これに対し、■は、平成12年3月頃に■の預金を■名義に振り替え、その手続を■が■印鑑を使って■の筆跡で行ったこと、平成19年から本人確認法の関係で■を連れて預金の預け替えに行くようになったが、印鑑も通帳も■が管理しているとの主張をしている（甲第26号証）。

そうすると、旧定期預金の名義を■から■へいつ頃変更したか、預金通帳、印鑑及び定期預金証書を誰が管理していたか、預金の預け入れ及び引出しを行っていたのは誰かといった事情について、処分庁が■及び■に詳細に尋ねることなく、■の資産であることを裏付ける資料の提出を■銀行に求めるよう■及び■に指示したことをもって、本件定期預金が■の利用し得る資産であったのか否かについて、処分庁の調査が尽くされたものと認めることはできない。

(4) さらに処分庁は、本件定期預金の原資が■の■からの遺産相続によって生じたものであり、■にも相続の権利があったこと及び10年以上にわたり■名義であったことから、本件定期預金が■の資産であったと主張しているが、これは相続財産が■の資産である可能性があることを指摘してい

るにすぎず、本件定期預金が■の資産であると認めるに足りる証拠はない。
(5) 以上のことからすると、本件定期預金の出捐者が誰であったのか、又は本件定期預金が■の利用し得る資産であったのかについて、処分庁が綿密な調査を行ったと認めることはできず、本件処分は不当なものであったといわざるを得ない。

- 3 以上のとおり、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成24年10月10日

愛媛県知事 中 村 時 広